

陳 情 文 書 表

(文化市民局)

| | | | |
|-----------|--|-----------|------------------|
| 受 理 番 号 | 2 3 2 | 受 理 年 月 日 | 令 和 3 年 5 月 11 日 |
| 件 名 | 発掘調査の成果の公表 | | |
| 要 旨 | <p>南区唐橋平垣町45番地において、共同住宅建築が計画されている。当地は平安京時代の西寺の跡地及びその周辺地域で、その名を引き継ぐ西寺が同地の南側に隣接している。</p> <p>当地自体は一般遺跡地域だが、史跡、名勝、天然記念物、文化財環境保全地区の西寺跡や重要遺跡、小規模遺跡の唐橋遺跡に隣接し、当地隣接寺院も西寺の名を継承するなど、付近一帯は歴史性豊かな由緒ある地域となっている。この共同住宅計画については、隣接する西寺にほとんど隙間がなく、また高さや容積率など規制の目一杯に建てられようとしていること等々については都市計画上のことではあるが、文化財保護の観点から言っても注視が必要だと考える。一般には、発掘後、一定期間を置いて報告書が作成され記録としてその成果が保存されるとのことだが、建築工事自体は発掘終了後埋め戻して着工するとされている。しかし、これでは報告書完成により貴重な成果が明らかになり、まして遺構保存の必要性があるほどの成果が得られたとしても、その時点では時既に遅しということにもなりかねない。少なくとも、発掘後、その上に建築物を建ててしまっても、たとえ一般遺跡であってもその意義が損なわれないという保証がない限り、着工を急ぐべきではないと考える。計画の変更等について、事業主の代行と称する会社は、それでは事業になりませんとのことだが、事業者としての活動は、企業の社会的役割の一環として、地域の歴史やその保全等との調和も考慮されるべきだと考える。工事着工の前に、発掘の意義や成果等について、京都市において、又は事業者の場合は京都市からの指導において、明らかにされるよう求めるものである。</p> <p>また、一定期間後の報告書完成の折には、その成果と内容が、地域住民や広く市民一般に広報され、当地域の豊かな歴史が市民の心のより所ともなり、また永く記録され後々の市民の暮らしにも引き継がれていくよう願うものである。</p> <p>については、事業者は、発掘調査終了後、建築工事に着手するとの意向だが、調査の結果、貴重な資料発掘や新たな発見があった場合、少なくともその成果が一般に明らかにされ、埋め戻してもその遺構が損なわれないことが明らかにされてからの着工とされることを願う。</p> | | |
| 陳 情 者 | | | |
| 回 付 委 員 会 | 文化環境委員会 | | |